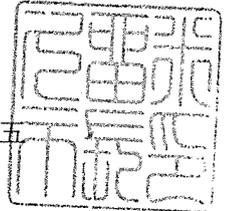


久留米市告示第 73 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省建設省告示第 1 号）別表第 1 号に規定する区域を次のように定め、この告示の日から施行する。

令和 5 年 2 月 / 0 日

久留米市長 原口 新五



騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、久留米市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域。

- 1 指定地域のうち、第 1 種区域（別添図面において緑色で着色した区域）、第 2 種区域（別添図面において黄色で着色した区域）、第 3 種区域（別添図面において桃色で着色した区域）
- 2 指定地域のうち、第 4 種区域（別添図面において青色で着色した区域）であって、次に掲げる施設の周囲概ね 80 メートルの区域内

イ	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
ロ	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
ハ	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
ニ	図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
ホ	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
へ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

（別添図面は省略し、当該図面は、久留米市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）